

教育機関の組織及び運営に関する規則（図書館関係部分抜粋）

昭和 41 年 4 月 1 日 山形県教育委員会規則第 2 号
最終改正：平成 22 年 4 月 1 日 山形県教育委員会規則第 7 号

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 30 条に基づき設置された学校以外の教育機関（以下「教育機関」という。）の組織及び運営の基本的事項について、必要な事項を定めるものとする。

第 2 章 図書館

（名称及び位置）

第 2 条 山形県立図書館条例（昭和 25 年 8 月県条例第 45 号）により設置された山形県立図書館（以下「図書館」という。）の名称及び位置は、同条例の定めるところにより次のとおりである。

名称	位置
山形県立図書館	山形市

（所掌事務）

第 3 条 図書館の所掌事務は、次のとおりとする。

- （1） 図書館資料の収集、整理及び利用に関すること
- （2） 図書館資料利用のための調査相談に関すること
- （3） 読書会、研究会、展示会等の主催及び指導奨励に関すること
- （4） 他の図書館、公民館等との相互協力及び連絡提携に関すること
- （5） その他図書館の運営について必要な事項に関すること

一部改正〔昭和 55 年教委規則 9 号〕

（内部組織）

第 4 条 図書館に次の表の左欄に掲げる課を置き、当該課に同表の右欄に掲げる係を置く。

課名	係名
総務課	総務係
経営課	
企画課	

全部改正〔昭和 51 年教委規則 7 号〕、一部改正〔平成 16 年教委規則 4 号・18 年 13 号・20 年 8 号〕

（開館時間）

第 5 条 図書館の開館時間は、午前 9 時から午後 7 時までとする。

2 館長は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず開館時間を変更することができる。

一部改正〔平成 2 年教委規則 3 号・8 年 1 号・9 年 13 号・14 年 14 号〕

(休館日)

第6条 図書館の休館日は、次のとおりとする。

(1) 年始 1月1日から3日まで

(2) 月曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第2条に規定する文化の日に当たるときは、その翌日)及び毎月の第3日曜日

(3) 特別整理日 年間15日以内で館長が指定する日

(4) 年末 12月29日から31日まで

2 館長は、必要があると認めるときは、前項の休館日以外の日において休館し、又は休館日において開館することができる。

3 第1項第3号の休館日を指定したとき及び前項の規定により第1項の休館日以外の日において休館し、又は休館日において開館するときは、館長は、あらかじめその旨を公衆の見易い場所に掲示しなければならない。

一部改正〔昭和44年教委規則6号・48年7号・55年9号・63年7号・平成2年3号・9年13号・18年13号〕

(掲示)

第7条 館長は、図書の館内閲覧、館外貸出その他図書館資料の利用について、必要な事項を図書館内の見易い場所に掲示しておかなければならない。

(利用の手続)

第8条 図書館資料を利用しようとする者は、館長の定めるところにより、所定の手続を経なければならない。

(費用の負担)

第9条 利用者は、図書館資料の利用のために要する輸送の費用を、すべて負担しなければならない。ただし、館長が特に認めた場合は、この限りでない。

一部改正〔昭和55年教委規則9号・平成2年3号〕

(亡失等の弁償)

第10条 利用者は、図書館資料を亡失若しくは汚損したとき又は図書館の施設、設備、備品等を滅失若しくはき損したときは、現品又は相当の金額で弁償しなければならない。

一部改正〔平成2年教委規則3号〕

(図書館資料の寄贈及び委託)

第11条 館長は、図書館資料の寄贈又は委託を受けようとするときは、所定の手続を経てこれを行わなければならない。この場合において、運搬費の負担、委託資料の返戻等については、寄贈又は委託する者と協議して定めるものとする。

(利用禁止)

第12条 館長は、この規則に基づく規程若しくは館長の指示に従わない者又は不都合な行為があると認められる者に対しては、図書館の利用を拒み、又は退館を命ずることができる。

(館長への委任)

第13条 この章に定めるもののほか、図書館について必要な事項は、教育長の承認を得て館長が定める。

第10章 職制

旧9章繰下〔昭和49年教委規則2号〕

（職及び職務）

第64条 次の表の左欄に掲げる職を同表の中欄に掲げる教育機関の組織に置き、その職務は、同表の右欄に定めるとおりとする。

職	教育機関の組織	職務
館長	図書館及び博物館	上司の命を受けて所掌事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
所長	教育センター、青年の家及び少年自然の家	
副館長	図書館及び博物館	館長を補佐し、館長に事故あるときは、その職務を代決する。
副所長	教育センター	所長を補佐し、所長に事故あるときは、その職務を代決する。
次長	青年の家及び少年自然の家	所長を補佐し、所長に事故あるときは、その職務を代決する。
分館長	博物館の分館	上司の命を受けて分館の事務を掌理する。
	少年自然の家の分館	上司の命を受けて分館の研修業務を掌理する。
部長	部	上司の命を受けて部の事務を処理する。
課長	課	上司の命を受けて課の事務を処理する。
係長	係	上司の命を受けて係の事務を処理する。

全部改正〔昭和58年教委規則2号〕、一部改正〔昭和61年教委規則3号・62年2号・平成3年4号・14年8号・21年15号〕

第65条 前条に定める職のほか、必要に応じ次の表の左欄に掲げる職を教育機関に置き、その職務は同表の右欄に定めるとおりとする。

職	職務
主幹	上司の命を受けて特定事項に関する事項を掌理し、上司に事故あるときは、その職務（主幹が掌理する事務に限る。）を代決する。
専門員	上司の命を受けて特定事項を処理する。
主任指導主事	上司の命を受けて教育に関する専門的事務を処理する。
主任社会教育主事	上司の命を受けて社会教育に関する専門的業務を処理する。
業務名を冠する主査	上司の命を受けて担当事務を処理する。
主任専門学芸員	上司の命を受けて博物館の専門的業務を総括し、担当事務を処理する。
主査	上司の命を受けて担当事務を処理する。
専門学芸員	上司の命を受けて博物館の専門的業務を処理する。
指導主事	上司の命を受けて教育に関する専門的事務に従事する。

社会教育主事	上司の命を受けて社会教育に関する専門的業務に従事する。
司書	上司の命を受けて図書館の専門的事務に従事する。
学芸員	上司の命を受けて博物館の専門的業務に従事する。
研修主事	上司の命を受けて研修業務に従事する。
研究員	上司の命を受けて博物館の調査研究等の業務に従事する。
主事	上司の命を受けて事務に従事する。
体育主事	上司の命を受けて体育及びスポーツに関する業務に従事する。
社会教育主事補	上司の命を受けて社会教育の業務に従事する。
行政技能員	上司の命を受けて担当業務に従事する。

全部改正〔昭和 58 年教委規則 2 号〕、一部改正〔昭和 61 年教委規則 3 号・62 年 2 号・63 年 2 号・平成元年 3 号・2 年 1 号・7 年 5 号・8 年 7 号・12 年 8 号・13 年 5 号・22 年 7 号〕

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 次の各号に掲げる規則は、廃止する。

(1) 山形県立図書館規則（昭和 25 年 9 月県教育委員会規則第 9 号）

附 則（平成 22 年 4 月 1 日教委規則第 7 号）

この規則は、公布の日から施行する。